

高齢者等安心居住支援家賃助成制度のご案内

この制度は、区内に持ち家はあるが、住宅のバリアフリー改修が困難である等の理由により居宅での日常生活に支障が生じ、緊急に代替となる住宅の確保が必要と認められる要介護高齢者等世帯に対して、民間賃貸住宅の家賃の一部を助成する制度です。

対象となる世帯

要介護高齢者等世帯(要介護または要支援と認定された者およびそれと同等の状態の者を含む世帯)のうち、次の要件を満たすもの

- (1) 区内に引き続き1年以上居住していること
- (2) 世帯の年間所得が1千万円以下であること
- (3) 世帯全員(住民税を課税されているものに限る。)が住民税を滞納していないこと
- (4) 区内の民間賃貸住宅(注)に転居すること
- (5) 生活保護法による住宅扶助や他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと

(注)助成申請者が居住するために、居住する者のみの名義で所有者との間で賃貸借契約を締結する住宅のことです。下記のいずれかに該当する住宅は対象外です。

- ・公営・公社(JKK)・都市再生機構その他の公的住宅
- ・社宅及び従業員寮等
- ・一親等の親族が所有している住宅

助成内容

月額 5万円(家賃が5万円未満の場合は、家賃相当額)

助成期間

2年間

裏面へ続きます

助成を受けるまでの流れ

※必ず賃貸借契約の締結前に手続きを行ってください。

住み替えや契約をする前の手続き

【助成相談】下記の書類をご提出ください。

- ☐ (1) 助成相談申込書(区所定用紙)
- ☐ (2) 現に居住する住宅の登記簿謄本の写し
- ☐ (3) 現に居住する住宅のバリアフリー改修が困難等の理由を証する書類(住宅の図面等)
- ☐ (4) 介護保険被保険者証の写し(認定区分の明記されたもの)又は医師の診断書等
- ☐ (5) 現在の世帯全員の住民票(続柄あり)
- ☐ (6) 世帯全員の住民税課税(非課税)証明書(最新年度)
- ☐ (7) 世帯全員の納税証明書又は非課税証明書(前年度)



住み替え・契約



住み替えや契約をする前の手続き

【助成相談】下記の書類をご提出ください。

- ☐ (1) 助成申請書(区所定用紙)
- ☐ (2) 住み替えた後の世帯全員の住民票(続柄あり)
- ☐ (3) 住み替えた住宅の賃貸借契約書の写し
- ☐ (4) 助成相談時に未提出の書類



審査

【助成相談】下記の書類をご提出ください。

- ◇ 助成できる場合 → 助成決定通知書を送付します。
- ◆ 助成できない場合 → 助成却下通知書を送付します。

その他

・助成金は、所得税法上の雑所得に含まれます。助成金を受給することで確定申告をする必要が生じる場合がありますので、ご注意ください。

・住み替え先の住宅は、千代田区内の民間賃貸住宅をご自身でお探してください。

【お問い合わせ先】

〒102-8688 千代田区九段南1-2-1
千代田区 環境まちづくり部 住宅課 住宅管理係
☎ 03-5211-4319
✉ juutaku@city.chiyoda.lg.jp